

「第4次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」意見募集を実施した結果については、以下のとおりです。貴重な御意見をいただき、感謝申し上げます。

1 実施期間 令和3年2月9日（火）～26日（金）

2 意見数 全6件

3 計画に係る意見の内容と市の考え方

	意見の内容	市の考え方
1	災害時では、健常者は通常の避難行動が可能ですが、要支援者は同様の避難行動は難しい状況です。また、避難所においても要支援者に対しては健常者と違った対応が必要と考えることから、避難所における要配慮者対策を見直すべきではないでしょうか。	<p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う災害時における避難所運営は大きく変わっています。</p> <p>その状況も踏まえ、要配慮者の避難方法や避難所における対策は、防災訓練、防災の計画・マニュアルなど各個別の計画や自主防災組織等において必要な見直しを行っていきたいと考えております。</p>
2	市長申立の占める割合は、静岡県は全国平均と比較して低調な状態が継続しています。制度を必要とする市民が速やかに利用できるよう、担当課職員に対する研修を充実されることを期待します。	<p>市長申立に係る研修は、県・県社会福祉協議会の主催により行っており、市職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員が受講しています。今後、対象者も増えてまいりますので、県に講師の派遣を依頼するなどし、さらに研修の充実を検討してまいります。</p>
3	成年後見制度は判断能力の低下した高齢者・障害者にとっては権利擁護のための重要なセーフティーネットです。特に社会福祉協議会による法人後見は、市民後見人同様、成年後見人等の重要な担い手であると考えます。今後増大する法人後見のニーズに適切に応えられるよう、環境整備について一層の支援を期待します。	<p>計画の中に次の文章を追記します。</p> <p>「また、焼津市社会福祉協議会が行う法人後見は、組織対応による後見活動ができる重要な担い手として位置づけていきます。」</p>
4	市民に相談や啓発講座についてリモート対応をし、相談や情報を得る機会を増やすために計画に加えていただきたい。	<p>基本目標3（2）の施策の方向性に「対面や電話による相談支援だけでなく、リモートでも相談ができる体制の整備を検討していきます。」を加えます。</p>

		<p>また、成年後見制度の利用促進の基本的な取り組みの一つである「市民に対する成年後見制度に関する普及啓発の強化」の表中の「事業の概要」を次の一文に改めます。</p> <p>「チラシ、広報紙等で広く市民に成年後見制度を広報します。また、講演会では、映像などによりわかりやすく正確な情報を発信するとともに、ウェブ配信等を取り入れていきます。」</p>
--	--	--

担当：焼津市地域福祉課 Tel054-626-1127

4 計画に係る意見の内容と社会福祉協議会の考え方

	意見の内容	社会福祉協議会の考え方
1	<p>災害時における被災者の立場に立ち、それを支援する人たちが円滑に活動できるような体制が必要なことから、災害ボランティア本部だけでなく、前線基地となるボランティアセンター機能も充実させるべきではないでしょうか。</p>	<p>ボランティア本部機能の充実を目指すことは、ボランティアセンター機能の充実にもつながるものと考えております。</p>
2	<p>災害時に集まった多くのボランティアを取り纏め、円滑に支援者活動していく役割を担う災害時ボランティアコーディネーターの地元での養成は必須であることから、ボランティアの養成よりも、災害ボランティアコーディネーターの養成の方が重要と考えます。</p>	<p>災害ボランティアの養成として、直接被災者の支援活動をしていただくボランティアとともに、そのボランティアをコーディネートするボランティアコーディネーターの養成も含めて実施していきたいと考えています。</p>

担当：焼津市社会福祉協議会 Tel054-621-2941